

令和6(2024)年度医療機能分化連携県民理解促進事業募集要項

1 事業の目的

本事業は、栃木県内の医療機関、医療団体及び住民団体等が行う、住民を対象とする医療提供体制に関する意識啓発の取組を支援することにより、県民の医療資源の有効活用に関する理解促進及び適切な受療行動の喚起を図り、もって医療機能や病床機能の分化・連携の促進に資することを目的としています。

2 募集期間

随時募集

3 補助対象事業者

- (1) 県内に所在する病院又は診療所の開設者
- (2) 県医師会又は県内郡市医師会の代表者
- (3) 県内の医療関係NPOの代表者
- (4) 前号までに掲げるもののほか、知事が本事業の実施主体として適切と認める者

4 補助対象事業

次のいずれかをテーマとする住民を対象とする講演会、説明会又は学習会とし、令和7(2025)年3月31日までに実施されるものを対象とします。

- 注
- ・疾病等に関する内容の講演会等は本事業の対象ではありません。
 - ・疾病等に関する説明会と同じ講演会等開催の際に、下記のテーマに関する講演等も行う場合は別紙を参照して下さい。

- (1) 実施主体が単独又は他医療機関等と連携して行う医療機能や病床機能の分化・連携等の取組について理解を促進するもの
(例) 各医療機関の特徴や役割分担について理解を促進し、適切な受療行動を促すもの
- (2) 実施主体が所在する地域における医療提供体制の現状や課題について理解を促進するもの
(例) 少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化に伴う医療提供体制に関する課題を共有し、適切な受療行動を促すもの

5 補助対象経費

上記4の事業を実施するために必要な次の経費（ただし、交付決定後に発生する経費に限ります）。

対象経費	該当する支出の例
報償費	講師謝礼
旅費	開催企画調整時及び当日の職員の交通費、講師の交通費・宿泊費
需用費	消耗品（事務用品等）、食糧費（講師等の弁当・飲み物等）、印刷製本費（チラシ、パンフレット、資料等）
役務費	通信運搬費（郵送代、宅配代）
使用料及び賃借料	会議室借上料、機器使用・レンタル料
委託料	委託した場合で、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、に該当する経費

6 補助金額（上限）

1 実施主体当たり 200 千円

区 分	補助率
①実施主体が単独又は他医療機関等と連携して行う次に掲げる事業	
ア 医療機能や病床機能の分化・連携の <u>必要性</u> について <u>理解を促進</u> するもの （この場合、合わせて行う別内容の講演等にかかる経費のうち、本事業対象のものとして考えられる経費も含む）	10/10
イ 医療機能や病床機能の分化・連携等の <u>取組</u> について <u>理解を促進</u> するもの	2/3
②実施主体が所在する地域における <u>医療提供体制の現状や課題</u> について <u>理解を促進</u> するもの	2/3

7 採択予定数等

- ・15 団体程度
- ・年度中 1 実施主体当たり 1 回に限ります。なお、連続講座等の場合は各回の合計をもって 1 回とします。

8 提出書類

- (1) 事業計画書（別紙 1-1）
- (2) 収支予算書（別紙 1-2）

9 補助実施事業の決定

書類審査を行い、補助事業を選定し決定します。

10 提出先（問い合わせ先）

〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20

栃木県保健福祉部医療政策課地域医療担当（担当 大塚）

TEL028-623-2809 FAX028-623-3131

E-mail tic@pref.tochigi.lg.jp